

身体拘束等適正化のための指針

住宅型有料老人ホーム
いろどりの家 おおつ

身体拘束は、利用者の生活、活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであるとの認識のもと、事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、安心・安全が確保されるように努めます。

本指針に定める重要事項

サービスの提供時、サービス対象者及び他のサービス対象者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

1. 身体拘束発生時の報告・対応・関する基本方針

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わないサービスの提供を行うことを原則とする。例外的に以下の三つの要件のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- 1 切迫性 : 生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- 2 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- 3 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、上記三つの要件をすべて満たすことが必要である

◆やむを得ず身体拘束を行う場合（緊急時の対応及び注意事項）

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順従って実施する。

（1）利用者本人や家族等に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間及び時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。個別介護計画書等に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に行動制限の同意書ついて説明をし、同意を得る。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施する。

（2）身体拘束等適正化検討委員会の設置及び開催

身体拘束等適正化検討委員会を設置し、本協議会で身体拘束等適正化を目指すための取り組み等の確認及びその改善を検討する。

委員会は、定期的又は緊急性や切迫性・やむを得ない状況・なった場合に開催する。

① 三要件（1. 切迫性 2. 非代替性 3. 一時性）のすべてを満たしているかどうかについて評価し、確認する。また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体拘束実施以外の手立てを講じることができるかどうか協議する。

三要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、そのうえで身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認する。

- ② 前回の振り返り
- ③ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ④ 今後の予定（研修会・次回委員会の開催）
- ⑤ 委員会のまとめ、情報の共有

（３）記録

その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討する。また、実施した身体拘束の事例や分析結果について、職員へ周知する。なお、身体的拘束検討・実施等に係る記録は５年間保存する。

（４）拘束の解除

記録と再検討の結果、身体的拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者・家族等・報告する。

２．身体的拘束等の適正化のための職員研修・関する基本方針

介護支援に携わるすべての職員対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

- （１）定期的な教育・研修の実施
- （２）新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- （３）その他必要な教育・研修の実施（研修会等への参加等）

３．身体拘束等適正化・向けた各職種の責務及び役割

身体拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割責任をもって対応する。

４．その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、サービス提供に関わる職員全体で以下の点・ついて十分・議論して共通認識を持つ必要がある。

- ・他の利用者への影響を考慮して、安易に身体拘束を実施していないか。
 - ・認知症高齢者であるということで、安易に身体拘束を実施していないか。
 - ・怪我になるという先入観だけで安易・身体拘束などを実施していないか。
 - ・サービス提供で、本当に緊急やむを得ない場合のみ身体拘束等を必要と判断しているか。
- （別の対策や手段はないのか）

５．指針の閲覧について

身体拘束等適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように公表する

附 則

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。